

消防ポンプ自動車の売却に係る条件付一般競争入札

入 札 説 明 書

条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、本入札説明書を熟読の上で入札してください。

1 売却物件（ポンプ車）の概要

（１）規格

売 却 物 件	C D－I 型消防ポンプ自動車
台 数	1 台
車 種	三菱ふそう・キャンター
登 録 番 号	岩手 8 8 す 6 7 8 5
初 年 度 登 録 年 月	平成 7 年 8 月
車 台 番 号	F G 5 3 8 C-4 0 0 0 6 4
型 式	U－F G 5 3 8 C 改
原 動 機 形 式	4 D 3 5
総 排 気 量	4. 5 6
燃 料 の 種 類	軽油
乗 車 定 員	8 人
車検有効期間満了日	令和 7 年 8 月 24 日
自 賠 責 期 限	令和 7 年 8 月 25 日
走 行 距 離	1 7, 6 2 3 km（令和 7 年 8 月 18 日時点）

（２）その他

- ① 車両は現状渡しとなります。（経年使用による汚れ・傷・錆・色あせなど有り）
- ② 車両の引取り及び登録又は解体処分に係る費用については、全て落札者の負担となります。
- ③ 解体しない場合は、ボディ等の文字消去を再利用の条件とし、一戸町は瑕疵担保責任を負いません。
- ④ リサイクル料金は預託済みです。
- ⑤ 緊急自動車届出確認証は返納済です。
- ⑥ 解体処分の場合は、永久抹消登録の書面提出が必要です。

2 入札参加資格

入札参加資格（令和 7 年 8 月 20 日付け一戸町告示第 140 号「条件付一般競争入札公告」2 を参照してください。）を有する方であれば、どなたでも入札参加できます。

3 入札参加資格

入札参加希望者は、次のとおり申込みを行い、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

（１）申込受付期間 公告のから令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時 00 分まで

（２）提出書類

- ① 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）及び参加資格確認調書

- ② 個人の場合は住所、法人の場合は事業所の所在地が確認できる書類
(個人：マイナンバーカードや運転免許証等の写し、法人：登記事項証明書の写し等)
- ③ 誓約書(様式第2号)
- ④ 納税証明書(公告2 入札参加資格(5)に示す税目で直近1年分のもの、写しでも可)
- ⑤ 委任状(本人以外が入札参加資格確認申請書を提出する場合のみ)(様式第3号)
- (3) 提出先
〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9
一戸町 総務課 消防・安全係
- (4) 入札参加資格の審査及び結果通知
 - ア 審査
提出された書類及び資料等により入札参加資格を確認します。
 - イ 結果の通知
入札参加資格確認申請書提出者には、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書を、令和7年9月12日(金)までに送付します。

4 入札の方法

入札は、郵便による入札とします。

(1) 入札に必要なもの

① 入札書

- ア 入札書は当町指定のものを使用してください。(様式第4号)
- イ 金額の記入は、算用数字(0、1、2、3・・・9)を使用してください。
- ウ 契約決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は、「消費税及び地方消費税」に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の110に相当する金額を含めた額を入札書に記載してください。(税込み額を入札金額とすること。)
- エ 入札書の金額の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分ご注意ください。
- オ 代理人の方が入札に参加される場合、事前に提出いただいた委任状に基づき、受任者(代理人)の方の記名・押印をしてください。

② 委任状(本人以外の方が入札に参加する場合のみ。)

(2) 入札の方法

- ① 入札書に必要事項を記入の上、封筒に入れ、糊付けで封をし、封筒の表に宛名を「一戸町長 小野寺美登」とし、併せて「消防ポンプ自動車売却入札書在中」(朱書き)と記入し、郵便書留で送付すること。
- ② 提出期限は、令和7年9月25日(木)午後5時00分必着とします。
- ③ 入札回数は1回とします。

(3) 入札の無効

入札の無効は、令和7年8月20日付け告示第140号「条件付一般競争入札公告」6入札の無効のとおりです。

5 落札者の決定方法

- (1) 入札回数は1回とする。
- (2) 落札者の決定については、予定価格（最低売却価格）以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、一戸町職員がくじ引きで落札者を決定する。
- (4) 落札決定後、落札者にのみ、速やかに町から連絡する。
- (5) 入札金額の記載に当たっては、消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。

6 契約の締結

落札者は、落札決定後、令和7年10月10日（金）までに、契約を締結しなければなりません。

7 購入代金の納入

購入代金を、契約締結後にお渡しする納付書をもって、町が指定する期日までに指定する金融機関に現金で全額一括納入し、納付書の領収部分の写しを一戸町役場総務課までメールで提出してください。

8 落札物件の引取り

- (1) 落札物件は、引取り期日（落札者と協議により決定した日。ただし契約金額入金確認後）にお引き取りください。

9 登録等

- (1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行ってください。なお、永久抹消登録の書面及び解体処分報告書（任意様式）に、解体状況が確認できる写真を添付して引渡しの日から60日以内に戸町役場総務課に提出してください。

- (2) 車両を登録等する場合

契約後、その責任において契約物件の登録等を行ってください。その場合は、車両の表示（消防団名、標識番号等）をすべて取り去り、文字が識別できる跡が残った場合は、上塗り等により識別できないようにした上で、登録の書面及び記名消去作業終了報告書（任意様式）に、状況が確認できる写真を添付して引渡しの日から60日以内に戸町役場総務課に提出してください。

なお、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第33条第1項に規定する譲渡証明書等は、契約者の請求に基づき交付します。

10 その他

- (1) 車両は、公開場所にて現状渡しとし、売却後の不調・故障及び損傷等に関する一切の責任を負いません。引き渡す期日については、落札者と町と協議の上決定します。
- (2) 契約に当たっては、本説明書の内容を原則とし、疑問点については町と落札者と協議の上契約するものとします。
- (3) 車両引渡時の搬出（車両移動開始時から町敷地から持ち出すまで）作業等は当町職員立ち会いの上、落札者が行い、車両の搬出及び搬出後において発生したいかなる事故に関しても、その責任は落札者が負うものとします。

- (4) 積載している資機材について必要としない物については、落札者の責任及び負担において法令に則り処分するものとします。
- (5) 登録等又は解体処分に要する手続及び費用は落札者の負担とします。
- (6) 本説明書によらない事項又は細部についての質疑及び不明な事項が生じた場合は、別途協議を行うものとします。
- (7) この説明書に定めのない事項については、一戸町財務規則及びその他関係法令の定めるところによります。

【条件付一般競争入札（消防ポンプ自動車売却）等の手続きの流れ】

入札の公告

【令和7年8月20日（水）】



入札説明書配布開始

【令和7年8月20日（水）】

⇒ 配布場所：一戸町役場総務課又は
一戸町ホームページ上



入札参加資格確認申請受付期間

【令和7年8月20日（水）
～令和7年9月5日（金）】



入札物件公開期間

【令和7年8月20日（水）
～令和7年9月5日（金）】

⇒ 公開場所：一戸町役場



入札

【令和7年9月25日（木）】

⇒ 入札会場
郵便入札（9月25日午後5時必着）



契約締結

【令和7年10月10日（金）まで】



購入代金入金

【指定する期限までに指定する金融機関へ振込み】



車両の引渡し

⇒ 引渡し場所：一戸町役場

【売却代金が納付されたことを町が
確認した後、協議により決定した日】



引取車両の報告

【車両引渡し後、以下の期間内に報告】

- ・解体処分する場合…車両引渡し後、60日以内に報告
抹消登録の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）、解体状況が確認できる写真を提出
- ・解体しない場合（再利用）…車両引渡し後、60日以内に報告
一時抹消登録の分かる書類、ボディー文字マーク等の消去を確認できる写真を提出